

議会運営委員会

令和元年8月27日（火）

午前9時59分開会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日、上岡委員につきましては、所用のため欠席でございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、事項書に基づきまして、進めていきたいと思っております。

まず、提出議案について、その前に市長から一言御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。本日は令和元年第3回定例会のための議会運営委員会を開催していただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案25件、報告が2件であります。議案の内訳といたしましては、議案第44号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第55号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正についてまでの条例関係の12件と議案第56号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてから議案第66号、平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの予算決算関係が11件、その他といたしまして、人事案件が2件であります。

報告といたしましては、報告第11号、平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の報告についてと報告第12号、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算についての計2件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○村田委員長 それでは、提出の議案について担当より説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、令和元年第3回尾鷲市議会定例会の提出議案等について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。

このページは提出議案の目次となっております。本定例会の提出案件は、議案第44号から次のページの議案第68号までの議案25件、報告が2件であります。議

案の内訳といたしましては、条例の制定及び改正等が12件、補正予算関連で5件、決算認定が6件、その他2件につきましては教育長及び教育委員任命の人事案件でございます。

また、報告2件につきましては、平成30年度決算に対する健全化判断比率等の報告と公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算報告であります。

それでは、各議案について御説明いたします。

1ページをごらん願います。

議案第44号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月に公布され、同法第44条において成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別をされないよう、欠格条項に係る措置の適正化を図るため、地方公務員法が改正され、本年12月14日から施行されることに伴い、本市関係条例の整備を行うものであります。地方公務員法第16条第1項に規定する、成年被後見人または被保佐人を単純削除するものであります。これは職員の任用基準を定める節の欠格条項で、成年被後見人または被保佐人は条例で定める場合を除き、職員となる選考を受けることができないとなっているためであります。本市条例の該当する条例といたしましては、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例、職員の給与に関する条例、尾鷲市職員退職手当条例、尾鷲市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例が該当します。

次に、議案第45号、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきましては、本年10月1日より実施予定となっている幼児教育、保育の無償化に関連し、本年5月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、支給認定等の略称が改正されたことに伴い、本市条例において使用されている略称について改正するものであります。該当する条例といたしましては、尾鷲市保育所条例、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例が該当します。

7ページをごらん願います。

議案第46号、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の制定についてに

つきましては、全国的な問題として適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月に公布されました。本市においても、空き家等に関する施策を推進するに当たり、必要な事項を定めるものであります。規定内容については、空き家等の定義、所有者等の責務、市の責務、立入調査、審議会の設置などを規定しております。

次に、議案第47号、尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についてにつきましては、本年4月、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、本年11月5日より希望者は住民基本台帳に旧姓を記録することが可能となったため、印鑑登録及び証明においても旧姓を使用できるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、財政の健全化に資するため、平成30年4月より三役の給与を減額する措置を講じていますが、減額期間はそれぞれの任期となっているため、現教育長の任期満了に伴い減額期間を延長するものであります。

15ページの議案第49号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正についてにつきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月に公布され、工業標準化法の名称を産業標準化法に改正し、同法で規定する日本工業規格、いわゆるJIS規格ですが、日本工業規格の名称を日本産業規格に改める改正内容が、本年7月に施行されたことに伴う条例の改正であります。

次に、議案第50号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正についてにつきましては、来年度以降、三木幼稚園への新規入園児の見込みがなく、本年度末をもって廃園とするため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、本年3月、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準に準拠している本条例の一部を改正するものであります。また、学校教育法の改正により、専門職大学制度が創設され、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同様とみなすこととなることから、本条例該当箇所についてもあわせて改正するものであります。

次に、議案第52号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、本年3月、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、同基準に準拠している本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてにつきましては、本年6月、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、免除等のための資産、収入等の調査権限の付与が主なものであります。

次に、議案第54号、尾鷲市漁港管理条例の一部改正についてにつきましては、模範漁港管理規程例の一部が改正され、民間活力の導入も視野に、水産業の振興や漁村のにぎわいの創出の場として漁港の有効活用を図るため、模範漁港管理規程例で定める漁港施設の占有期間を延長するための改正であります。これまでの3年から10年に改めるというものであります。

次に、議案第55号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正についてにつきましては、平成30年12月、水道法が改正され、各自治体における指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入され、更新に際し更新料を設定する必要が生じたため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、29ページの議案第56号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてから、33ページの議案第60号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの5議案について一括して御説明いたします。

予算概要につきましては、別冊で一般会計補正予算（第3号）主要事項説明に取りまとめていますので、その説明書をもって説明いたします。

説明書の1ページをごらん願います。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で5億3,749万6,000円、特別会計の国民健康保険事業会計で3,624万7,000円、後期高齢者医療事業会計で601万9,000円をそれぞれ追加し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を132億4,221万9,000円とするものであります。

また、水道事業会計では、歳入を200万1,000円追加し、歳入予算現額を5億9,123万3,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

歳入の概要につきましては、9款の地方特例交付金371万7,000円、10款地方交付税2億6,801万7,000円は、普通交付税の額の確定等による増額であります。

14款国庫支出金524万3,000円の増額は、医療扶助費等国庫負担金前年度精算金486万6,000円、生活困窮者就労準備支援事業等補助金168万6,000円の追加が主なものであります。

15款県支出金132万2,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金199万7,000円が主なものであります。

18款繰入金621万7,000円の増額は、後期高齢者医療事業会計及び国民健康保険事業会計から前年度精算金として繰り入れるものであります。

次に、19款繰越金2億1,834万3,000円の増額は、平成30年度決算剰余金であります。

20款諸収入353万7,000円の増額は、地域支援事業前年度精算金の追加であります。

21款市債3,110万円の増額は、防災行政無線デジタル化事業債9,310万円の追加、令和元年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額算出の結果、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、歳出ですが、3ページをごらん願います。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりでございます。このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

総務費ですが、財産管理費は基金積立金4億16万1,000円の追加で、財政調整基金積立金ほか5件の積立金でございます。企画費38万5,000円の追加は、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に係る経費で、尾鷲市地方創生会議の委員報償費ほか事務経費を計上しております。

次に、防災費9,308万2,000円の追加は、本年度より2カ年にわたる防災行政無線デジタル化事業の本年度事業費であります。

民生費では、自立支援給付事業で事業量の減少により、放課後等デイサービス給付費、児童発達支援事業費が減額となるものの、介護給付・訓練給付前年度精算金が1,319万1,000円の増額となります。

介護保険費は、地域支援事業前年度精算金859万5,000円の増額、生活保

護総務費では、システム改修委託料として、313万5,000円の追加となります。

扶助費の増額は、生活保護扶助費の前年度精算金の追加であります。

次に、農林水産業費の林業振興費、みえ森と緑の県民税連携梓事業の199万7,000円の追加は、新たな植えつけ等々への獣害防止施設等の整備に対する森林再生力強化対策事業補助金であります。

教育費では、中学校施設整備事業として、尾鷲中学校貯水槽ポンプ修繕料118万8,000円の追加であります。

次のページ、公債費では、平成30年度の起債額とその利率の確定により、元金で82万9,000円の増額、利子で276万5,000円を減額するものであります。

次のページ、債務負担行為補正は、追加で尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事監理業務委託を初め3件について、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりであります。

7ページをごらん願います。

国民健康保険事業特別会計補正予算ですが、歳入歳出それぞれ3,624万7,000円を追加し、歳入歳出総額を24億6,280万5,000円とするものです。

歳入は、前年度からの繰越金が3,542万1,000円の増額となります。

歳出では、基金積立金1,716万6,000円の増額は、財政調整基金積立金であります。

諸支出金1,908万1,000円の増額は、国庫支出金の額の確定による前年度精算金1,327万6,000円、一般会計への繰出金が580万5,000円の追加となります。

8ページの後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ601万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億1,541万1,000円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金601万9,000円の増額で、歳出は、広域連合負担金560万7,000円の増額、諸支出金として事業費等の精算により一般会計への繰出金が41万2,000円の増額となります。

続きまして、9ページの病院事業会計補正予算ですが、債務負担行為補正の1件で、給食業務委託として、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりであります。また、病院事業会

計、水道事業会計とも、予算書におきましては、6月定例会の際、一般会計補正予算（第2号）において説明しましたように、元号を改める政令の施行に伴い、予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度に読みかえるものとしてしています。

次に、水道事業会計補正予算ですが、収益的収入及び支出の収入で営業外収益200万1,000円の増額は、平成29年9月に棄却となった損害賠償請求事件の第二審裁判費用に係る保険金収入であります。

議案書に戻っていただきまして、34ページをごらん願います。

議案第61号、平成30年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから37ページの議案第64号、平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。なお、決算に係る歳入歳出決算主要説明、決算参考資料、主要施策の成果及び実績報告は、タブレットに掲載しておりますので御参照願います。

次に、38ページをごらん願います。

議案第65号、平成30年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についてと次のページの議案第66号、平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであります。それぞれ決算審査意見書をタブレットに掲載しております。

続きまして、40ページの議案第67号、尾鷲市教育委員会教育長の任命についてにつきましては、現教育長、二村直司氏の任期が本年10月10日をもって満了となることから、新たに出口隆久氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、42ページの議案第68号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてにつきましては、現教育委員、北裏佳代氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますが、引き続き教育委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に報告ですが、44ページの報告第11号、平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の報告については、本市の平成30年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定

により、監査委員の意見をつけて報告するものでありまして、45ページにありますように、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、企業会計においては、水道事業会計では資金不足は生じていないものの、病院事業会計で3.3%の資金不足が生じていることを報告させていただきます。

次に、報告第12号、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算についてにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもので、普通地方公共団体の長は出資する法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないとなっております。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○村田委員長 令和元年の第3回の尾鷲市議会定例会に提出予定の議案と報告について説明をいただきましたが、この説明について御質疑、御意見ございましたら御発言願いたいと思いますが。

○三鬼（和）委員 議案第67号、尾鷲市教育委員会教育長の任命についてなんですけど、現在の教育長もまだ任期中であるということで、出口氏に関しては議会に紹介する機会とかそういうのは設けておるんですか、どうですか。

○下村総務課長 慣例どおり、次の全員協議会の場にて御挨拶をいただく予定となっております。

○三鬼（和）委員 議運でその意向を確認されておくほうがいいのではないんですか。まだ任命されていないという、事前に紹介ということなので、どうなんですか。全協なんかで全会一致とかそういうのだったらいいのか、どうなんですかね、その辺。

○村田委員長 これは慣例でやっておるんじゃないかな。慣例でやっていますから、できればこれでやらせていただきたいと思うんですが。

○下村総務課長 この件に関しましては、正副議長に了解を得て、議運の委員長にも全協で御挨拶を願うというふうにお願いをしています。

○村田委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、ただいま説明のありました議案及び報告については、今定例会で議案上程することといたします。

次に、発議について事務局より説明を求めます。

○高芝議会事務局長　それでは、事項書2番目の発議について説明させていただきます。

発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について（案）でございます。この意見書の要旨でございますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することとなるため、引き続き総合的な過疎対策が実施されるよう、新たな過疎対策法の制定を求めるものでございます。これにつきましては、先般、尾鷲市も加盟しております三重県ふるさと振興協議会より、本意見書を9月定例会で採択の上、関係機関に提出していただきたいとの依頼があったものでございます。

なお、この発議の取り扱いでございますが、本定例会初日である9月3日に上程し議決いただくという取り扱いでよろしいか、御協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長　まず、この発議について9月3日に出示したいということでありませけれども、よろしいですね、これは。

○小川副委員長　今まで、これ、議長発議となると思うんですけど、それ、慣例でやっていたと思うんですけど、自治法を見ると、議員一人一人の発議権というのはあるんですけど、議長には発議権というのではないというふうに書いてあるんですけど、その点、事務局に調べてもらおうと思っていて、18年度改正によりますと、委員会には発案権、発議権が与えられておりますけど、その点どうなのか。他市町の状況はどうなのか。自治法上はどうなのか。会議規則はどうなのか。ちょっと事務局のほう、どうなんでしょうか。

○村田委員長　これは事務局、調べてありますか。

○高芝議会事務局長　それでは、説明させていただきます。

ただいま小川副委員長さんに御指摘いただきましたのは、地方自治法第112条の議員の議案提出権、また、本市会議規則の第14条、議案の提出、こちらのほうにおきましても、議案提出に際する賛成者の規定のほうがございますが、議長名を冠した単独の発議につきましては、運用として大丈夫なのかということで、確認の意味を込めて言っていたんだと思いますが、副委員長御指摘のとおり、本来は議長名をもって発議する議案につきましては、常任委員の選任などの議長職権による議案などについて限定的に運用されるべきものと思われま。また、県内他市の状況につきましても調べてみたんですが、議員提出議案の他市の状況につきましては、内容により所管の常任委員長もしくは議運の委員長、こちらのほうが議案の

提出者となつていただくケース、それでその他の委員が賛成者となるケース、また、提出者、賛成者も含めまして、全て事前に会派による協議で調整した上で議会運営委員会に諮っているケースなどを確認させていただきました。ただし、運用につきましては、各市においてさまざまでございます。

以上でございます。

○小川副委員長　　これ、今まで慣例でやっていたのは、これは違法とまでは言わんけど、違法ではないんですよ。でも、違法じゃないけれども好ましくないという程度なんですか。

○高芝議会事務局長　副委員長おっしゃるとおり、適当とは言いがたいということでもございました。ただし、他市にも状況としてあると思いますが、過去にそのような形式の議案を受理している場合においては、議長が一議員として提出した提案と理解して、有効なものとして取り扱うのが適当ということでもございました。

以上でございます。

○三鬼（和）委員　　この件なんですけど、議長発議の場合は、少なからずとも全会一致であれば違法とは言い切れないというか、これまでの慣例ですので、これまでのものは間違いはないというか。ただ、賛成か否かと言うておる場合は過半数ということが出てきますので、そういった場合は議長発議というのは好ましくないという前提の判断だと思われるので、この際、今副委員長から御提案がありましたように、必ずしも全会一致ばかりということもない、今回の議案は全会一致になるであろうとは推測はできますけど、ということから、今副委員長の指摘があったような取り扱いの方向性を、申し合わせというか固める方向性ですればいいんじゃないかなと思われるんですけど。

○小川副委員長　　いや、反論じゃないんですけど、議長名ではないということで、議長も議員ですから、議長個人名で出すときは出せるということに自治法ではなっていて、議長名で出すことができないってなっているものですから、それでちょっと提案させていただきました。

○南委員　　取り扱いについては、別段僕はこだわるわけではないんですけども、地方自治法の会議運用に基づいて提出していただいたらいいと思います。

ただ1点、ちょっと戻るんですけど、新たな過疎法の制定に対する意見書を提出してくれということ指導されたというような要請ですか、お話があったんですけども、5年間の時限立法で、尾鷲市もたしか平成22年に過疎に指定されたということで、制度を利用してかなりのソフト・ハード事業をやってきたということな

んですけれども、要請されたということはもう時限立法が切れるようなおそれという可能性も現時点であるんですか。そこら辺の状況把握というのは。

○村田委員長 事務局、わかります。

○高芝議会事務局長 状況については、南委員さんおっしゃっていただいた、確かとした状況はつかんでおりません。

以上でございます。

○南委員 出す分には別に。

以上です。

○村田委員長 ただいまの意見書でございますけれども、副委員長のほうから提案がございました。これは慣例によって議長名でやられておりますけれども、この際、議員名、いわゆる所管の委員長名、あるいは議会運営委員会の委員長名と、もしくは会派とかがありましたら会派の代表者名ということで取り扱いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

今回は、所管の委員長ですと三鬼委員長になるんですかね。常任委員長名でやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○小川副委員長 その前に委員会には18年度に発議権、与えられておりますけど、18年度の改正で。委員長名で出すとき、賛成者というのはつけなくてもいけるんじゃないかと思うんですけどその点は。賛成者はつけるんですか、どうなんでしょうか。

○村田委員長 従来ですと、賛成者はずっとついておりますので、従来どおりつけていきたいと思うんですが、いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 発議についてはこれで終わりたいと思っております。

次に陳情について事務局より説明を求めます。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書3番目の陳情について説明させていただきます。

陳情、新規1件、尾鷲幼稚園における3年保育の実施についてでございます。提出者は、三重県尾鷲市中村町4番11号、尾鷲市立尾鷲幼稚園PTA会長、大川晋右氏ほか3名でございます。

次ページに陳情書の写しを添付してございますのでごらんください。

陳情の内容でございますが、現在、本市の幼稚園では三木幼稚園において3年保育が実施されておりますが、三木幼稚園が廃園した場合には本市で3年保育を利用す

ることができなくなるため、尾鷲幼稚園における3年保育の実施について、尾鷲幼稚園PTAから陳情されたものでございます。

この陳情の取り扱いにつきましては、本定例会2日目である9月9日に上程し、その後所管の行政常任委員会に付託して御審査いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 陳情について、今説明がございました。

これについて何か御意見ございましたら。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、事務局の説明どおり取り扱いをしたいと思えます。

次に、会期及び議事日程(案)について説明を求めます。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書4番目の会期及び議事日程(案)について説明させていただきます。

会期は、9月3日火曜日から9月26日木曜日までの24日間でございます。会議は、いずれも午前10時開会とさせていただきます。

9月3日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がありました議案第44号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから議案第66号、平成30年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの、計23議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第67号、尾鷲市教育委員会教育長の任命について及び議案第68号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての人事案件2件についてでございます。こちらのほう、委員会付託を省略する取り扱いでよろしいかどうか、御協議をお願いしたいと思います。なお、先ほど総務課長のほうからも説明がございましたが、教育長候補者の出口氏につきましては、この後の全員協議会で御挨拶をいただく予定となっております。

続きまして、報告、質疑、これは報告第11号、平成30年度健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の報告について及び報告第12号、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成30年度事業報告及び決算についての報告2件についてでございます。

次に、発議上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは先ほど説明させていただきました意見書の発議についてでございます。

次に、翌9月4日水曜日から6日金曜日までは議案調査、7日、8日は土日のため休会となります。

9日月曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、9月3日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

12日木曜日から24日火曜日まで、土日祝日等を挟みまして行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。25日水曜日は予備日とし、26日木曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

委員長、続けて発言通告書についてよろしいですか。

○村田委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　それでは、各発言通告書の提出期限でございますが、事項書5番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせにより9月5日木曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、事項書6番目の議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第67号、第68号及び報告第11号、第12号につきましては、開会日前日の9月2日月曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては、9月5日木曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、事項書7番目の討論発言通告書提出期限につきましては、議案第67号、第68号及び報告第11号、第12号につきましては、9月2日月曜日の午前11時、それ以外の議案につきましては、9月25日水曜日の午前11時とさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長　　会期及び議事日程（案）について、また、一般質問等の通告書の提出期限について説明がございました。

ただいまの説明について、御発言ある方は挙手を願います。

○南委員　　会期のことは了解なんですけど、今の過疎法の意見書のことで、令和

3年3月末って書いておったんですけども、令和2年の3月末じゃないんですか、期限は。もう一回だけ、それ、確認をしていただきたいんですけどね。今のホームページを開いてみると、期限が2020年3月末で過疎法が期限を迎えることから書いておりますので、今ちょっとふと。

(「2000何年」と呼ぶ者あり)

○南委員 20年、今19年で。これ、よかったらええんやけど。

○高芝議会事務局長 法の期限のほうは令和3年3月末と聞いております。間違いないと思います。

○南委員 根拠は。今の僕の出したのは2020年3月末ということなんですけれども。

(「事前に要望するんじゃない」と呼ぶ者あり)

○南委員 その後に現行の……。

○高芝議会事務局長 南委員さん、ホームページで調べていただいたんだと思うんですが、間違いなく令和3年3月末で特別措置法のほうの期限を迎えるということですよ。

○南委員 これは間違っておるのかい、ホームページが。じゃ、間違いということなんやね。

(「これのそもそもの失効って2021年3月です」と呼ぶ者あり)

○南委員 これが間違っておるのや、そうしたら、違うの。ごめんなさい、要らんことを言うて。そうしたらまた後でしっかり聞きます。

○村田委員長 よろしいですか。

○三鬼(和)委員 同じ意見書なんですけど、先ほど発議者の件については議論が出ましたけど、賛成者をどうするんかという。全員なのか、それとも副委員長なのかって含まれて確認がなかったように思うんですけど、どうなんですか。

○村田委員長 この件につきましては、大体6名やったかな。

(「11名です」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 11名ですからほぼ全員ということになりますね。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでございますので、これで、議会運営委員会を閉じたいと思いますけれども、この際でございますから、その他の項で何かありましたら。その他の項あるん。

○下村総務課長　本市庁舎の耐震改修事業につきましては、今週30日の金曜日にプロポーザル選定委員会が開催され、請負候補者が決定しますが、選定結果報告及び業者が提案する耐震改修工法の技術的特徴、選択理由や技術提案等を説明いたしたいのですが、30日の業者決定以降で議会に御報告したいのですが、いかがいたしましょうか。

○村田委員長　落札者が決まってから説明をしたいということですね。それは皆さん、どうでしょう。ただいまの件につきましては、そのとおりでよろしいですか。

○三鬼（和）委員　結構でございます。あと、日程については議長と議運の委員長のほうで精査していただいたら結構ではないかと思えます。

○村田委員長　じゃ、そういうことでよろしくお願いします。
その他、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、これで議会運営委員会を閉じます。御苦労さまでした。

（午前10時44分　閉会）